

秋田県告示第157号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 免許の取消しをした年月日
令和5年3月22日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
佐藤 隆
二級建築士
第5746号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があった。このことが、同法第9条第1項第2号に該当する。